

# 通訳案内士制度に関して寄せられた規制改革ホットライン要望とそれに対する回答

## 参考資料1

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案者の記載根拠法令等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	該当法令	措置の分類	措置の概要(対応策)
1	27年11月26日	27年12月22日	28年1月15日	通訳案内士法(1949年法第210号)第36条等の廃止による抜本的な規制緩和	<p>注:本提案の内容は提案者の個人的見解であり、また、提案者が所属する法律事務所その他の弁護士の意見ではない。</p> <p>通訳案内士法について、業務独占資格制度(同法第36条)を廃止し、名称独占資格制度(同法第37条)のみを存続させる規制緩和を早急に実施されたい。</p> <p>通訳案内士法上、対価を得て行う通訳案内は通訳案内士に独占されているため(業務独占資格制度)、通訳案内については、「有償のプロフェッショナル」と「無償のボランティア」という両極端の選択肢のみが許容されており、その中間である「少ない報酬や謝礼を受け取りながら、時々、通訳案内を行う普通の市民」の活動は禁止されている。</p> <p>もっとも、近時、我が国でもシェアリングエコノミーという考え方が浸透しつつあり、個人が有する知識や経験を訪日外国人旅行者に提供したいという国民のニーズが高まっている。かかる個人が通訳案内を行うようになれば、通訳案内を行う者の確保がより容易になり、地域における観光やビジネスの魅力を高める取組みに資する効果も期待できる。しかし、かかる個人の中にはプロフェッショナルとして通訳案内を行うことを意図しない者も多く、そのような者全てに通訳案内士資格の取得や特例ガイドの研修を受けることを求めることは現実的ではない。また、訪日外国人旅行者のニーズも多様化しており、資格や研修で得られる画一的な知識・経験ではなく、個人が有している生のユニークな知識・経験を体験したいという旅行者も増えているが、従前の画一的な資格・研修といった制度は、かかるニーズに応えるような内容の通訳案内を想定していなかったと思われる。</p> <p>このように、通訳案内を提供する側及び受け取る側のニーズの多様化により、従来の制度の枠組みでは十分に対応できないニーズが生じている。そもそも、現行の業務独占資格制度は1949年に開始されたものであるが、現時点でそれを維持するだけの立法事実があるのかは、批判的に検討されるべきであろう。</p> <p>他方、国家資格を保有する通訳案内士による通訳案内に対するニーズも存在することから、通訳案内士業は「名称独占資格」として維持することが望ましいと考える。</p> <p>したがって、上記のとおり規制緩和を実施することで、通訳案内を提供する側・受け取る側のニーズに応え、より広い選択肢を与えることが、訪日外国人旅行者の利便性や快適さを向上させるためには必要であると考えます。</p>	通訳案内士法(1949年法第210号)	個人	国土交通省	通訳案内士は、外国人に付き添い、外国語を用いて、有償で、旅行に関する案内を業として行うための国家資格であり、通訳案内士でない者は、報酬を得て、通訳案内を業として行ってはならず、通訳案内士またはこれに類似する名称を用いてはならない。	通訳案内士法	対応不可	<p>通訳案内士については、訪日外国人旅行者が増加し、ガイドに対するニーズが高まる中、その絶対数の確保に加え、質の確保が課題であると認識しております。</p> <p>このため、観光庁においては、全国ガイドについては、試験の出題方針や合格基準の見直し、試験の受験者数の増加への取り組み等により、合格者数を増やし、量の確保に取り組んでいます。</p> <p>また、地域のニーズにきめ細やかに対応するとともに、個人が有する知識や経験を活かせるよう、昨年9月より構造改革特区制度を活用した特例ガイドを創設しています。</p> <p>これにより、地方自治体の研修受講といった簡易な手続きにより、ガイドを出来るようにしたところです。</p> <p>なお、業務独占については、無資格ガイドによる我が国の歴史や文化についての不正確な説明や、特定の店において効果が不明な健康食品の購入を勧誘されるなどの問題が生じていることから、まずは通訳案内士の量と質の確保に取り組むことが先決であると認識しております。</p>
2	27年11月30日	27年12月22日	28年1月15日	通訳案内士を必要とするツアーのガイドライン化	<p>【提案内容】 通訳案内士を必要とするツアーのガイドライン化</p> <p>【提案理由】 現在、訪日外国人旅行者向けのツアーにおける通訳案内業務については通訳案内士に行わせることになっているが、どのようなツアーが対象になるか明確化すべき。例えば、観光施設の担当者が日本語で説明する場合の通訳についても通訳案内士が必要になるかなどが不明確。</p>	通訳案内士法	公益社団法人関西経済連合会	国土交通省	通訳案内士は、外国人に付き添い、外国語を用いて、有償で、旅行に関する案内を業として行う。観光庁では、通訳案内士制度のあり方に関する検討会において「グレーゾーン」となる事例を挙げているところ。	通訳案内士法	検討を予定	今後、左記の検討会における事例以外に通訳案内士を必要とするツアーの明確化に向け、ガイドラインの策定等、必要な措置を検討していきたいと考えております。
3	27年11月30日	27年12月22日	28年1月15日	通訳案内士資格制度の見直し	<p>【提案内容】 通訳案内士資格制度や試験内容等の見直し</p> <p>【提案理由】 訪日外国人旅行者の増加にともない、通訳案内士の数が不足。通訳案内士法では、報酬を受けて、通訳案内を行う者は通訳案内士試験に合格し、都道府県知事の登録を受けなければならないことになっている。また、その試験の難易度が高いため、有資格者がなかなか増加しないという問題が発生している。現資格制度や通訳案内士の試験内容等の見直しを行うべき。</p>	通訳案内士法	公益社団法人関西経済連合会	国土交通省	通訳案内士試験については、通訳案内士法に基づき、(独)国際観光振興機構(JNTO)がその試験事務を行っており、試験問題については、大学講師等の専門家からなる試験委員を選任し、作成しております。	通訳案内士法	対応	<p>通訳案内士については、訪日外国人旅行者が増加し、ガイドに対するニーズが高まる中、その絶対数の確保に加え、質の確保が課題であると認識しております。</p> <p>このため、観光庁においては、全国ガイドについては、試験の出題方針や合格基準の見直し、試験の受験者数の増加への取り組み等により、合格者数を増やし、量の確保に取り組んでいます。</p>